「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する命令」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件」について【概要】

改正の背景

① 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 68 号。以下「給特法等一部改正法」という。）の施行に伴い、関係命令及び告示の整備を行うもの。

② 認定こども園における学級編制基準を引き下げるため、関係命令及び告示の整備を行うもの。

概要

① について

給特法等一部改正法の施行により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）等において、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園等」という。）の園児の教育及び保育をつかさどり、保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務保育教諭等の職が創設されたところ。

これを踏まえ、以下の命令及び告示の規定の整備を行う。

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第２号）
- 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号）
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第２号）

② について

近年、特別な配慮を必要とする幼児数が増加傾向にあるなど、より一層、幼児一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要である。こうした状況を踏まえ、以下の命令及び告示を改正し、幼保連携型認定こ

ども園等の満３歳以上の学級編制基準を原則 35 人以下から原則 30 人以下に引き下げる。

・　幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

・　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

その他所要の改正を行う。

施行期日等

○　施行日は、令和８年４月１日とする。

○　幼保連携型認定こども園等の学級編制の基準については、令和 14 年３月 31 日までは従前の例によることができることとする。